

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第236号)

平成15年3月13日

横情審答申第236号

平成15年3月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年1月22日建監第65号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年10月18日付建監第110号で開示・一部開示決定された行政文書の  
うちの写真及び横浜市港北区高田町417番に存在する建築物の建築主に対し  
て行った平成10年12月10日以降の是正指導関係資料」の一部開示決定及び  
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年10月18日付建監第110号で開示・一部開示決定された行政文書のうちの写真及び横浜市港北区高田町417番に存在する建築物の建築主に対して行った平成10年12月10日以降の是正指導関係資料」において非開示とした情報のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成12年10月18日付建監第110号で開示・一部開示決定された行政文書のうちの写真及び横浜市港北区高田町417番に存在する建築物の建築主に対して行った平成10年12月10日以降の是正指導関係資料」のうち、「審議経過・指導経過」（以下「文書1」という。）、「建築物占有者提出の報告書（平成10年12月21日供覧分）」（以下「文書2」という。）、「違反建築物に対する措置命令について（平成12年度建監第96号）」（以下「文書3」という。）、「是正計画書」（以下「文書4」という。）、「現場写真（平成7年10月17日撮影分、平成7年12月19日撮影分、平成12年10月12日撮影分及び平成13年2月6日撮影分）」（以下「文書5」という。）、「建築物占有者提出の表及び図面（平成13年2月21日提出分、平成13年5月10日提出分、平成13年6月7日提出分、平成13年6月21日提出分、平成13年6月25日提出分、平成13年7月19日提出分、平成13年7月31日提出分、平成13年8月10日提出分、平成13年9月10日提出分）」（以下「文書6」という。）及び「建築物占有者提出の設備説明書（平成13年6月7日提出分、平成13年7月19日提出分、平成13年7月31日提出分）」（以下「文書7」という。以下文書1から文書7までを「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年10月9日付で行った文書1から文書5までの一部開示決定並びに文書6及び文書7の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第

4号に該当するため一部又は全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、文書1に記されている個人の表示及び個人の職歴、文書2に記されている個人の住所及び氏名、文書3の書留・配達記録郵便物受領証(乙)に記載された個人の氏名並びに文書5の自動車のナンバープレートの部分(平成7年10月17日撮影分、平成12年10月12日撮影分及び平成13年2月6日撮影分。以下同じ。)は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため、本号に該当する。

なお、これらの情報は、本号ただし書イには該当しない。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件申立文書のうち、文書3の参考資料(設備平面図)及び文書5の建築物の内部や機器を写したもの(平成7年10月17日撮影分及び平成7年12月19日撮影分。以下同じ。)は、精米設備の平面図及び建築物の内部や設置された機器の写真であり、公にすることにより、建築物占有者である法人の生産技術や、どんな使用機器・製品内容・生産方法によりいかに利益を上げるかという営業方針等が明らかとなり、法人の事業活動が損なわれると認められるため、本号に該当する。

イ 文書6のうちフローチャートには、精米工程にしたがって機器の図柄・名称・型式・数量が記載されており、文書6のうち精米設備平面図には、建築物内の機器設置状況が1階部分と2階部分に分けて記載されており、また、文書6のうち作業工程表には、精米工程でどのような作業をどのように行うかが記載されており、公にすることにより、建築物占有者である法人の生産技術や、どんな使用機器・製品内容・生産方法によりいかに利益を上げるかという営業方針等及び設計者である法人の技術的ノウハウが明らかとなり、両法人の事業活動が損なわれると認められるため、本号に該当する。

ウ 文書7には、建築物内に設置された設備の説明が書かれており、どんな使用機器・製品内容・生産方法によりいかに利益を上げるかという営業方針等及び設計者である法人の技術的ノウハウが明らかとなり、両法人の事業活動が損なわれると認められるため、本号に該当する。

エ なお、上記アからウまでの情報は、事故や災害等による危害の発生を未然に防

止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の危険の再発を防止するために有用な情報とはいえないので、本号ただし書には該当しない。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 本件申立文書のうち、文書3の参考資料（設備平面図）及び文書6のうち精米設備平面図には、各室の名称等の表記があり、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、使用者等が犯罪の被害者となるおそれがあるため、本号に該当する。

イ 文書4に記された法人の代表者印の印影は、当該印影の文字自体から代表者印であることが分かり、公にすることにより、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定及び非開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定及び非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 実施機関が非開示とした部分は、条例第7条第2項第2号イ及び第3号ただし書に該当し、人とりわけ近隣住民の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。

(3) 文書5の機器を写したものについては、既に機器の一部の仕様説明書（小冊子・カタログ）が開示されている。したがって当該機器を写した部分については、開示されるべきである。

また、使用機器や製品内容の一部は当該仕様説明書より明らかであるので、各部分は当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められる。

(4) 文書5の建築物の内部を写したもの及び文書3のうち参考資料（設備平面図）については、工場火災等の事故や災害等による危害の拡大を防止するために有用な情報といえるので、条例第7条第2項第3号ただし書に該当する。

(5) 当該精米設備では、白灯油を燃料として使用しており、当該建築物の前に灯油の運搬車が停車する等、精米設備であるからといって、安全な施設とはいえない。

(6) 大阪高等裁判所判決で、法人の施設の建築図面等を、人の生命、身体又は健康に対する蓋然性の高い被害の発生を回避するためにも、開示すべきであるとしている。

施設や危険性の大小の違いはあるが、危険性があるのは同じである。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築基準法違反に係る是正措置について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第9条第1項によると、特定行政庁は、法の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築等違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第6条第1項の規定に基づいて行われた建築物の建築等に関する申請及び確認の内容と相違し、かつ、法第48条第7項の用途地域制限及び法第53条第1項の建ぺい率制限に違反している建築物について、横浜市長が法第9条第1項の規定に基づく措置を命ずるに至るまでの一連の過程において、実施機関が作成し、又は被処分者から取得した文書の一部であることが認められる。

文書1は、「審議経過・指導経過」であり、横浜市建築局建築監察課が当該違反建築物の占有者に対して行った是正指導等の年月日と経過内容が時系列で記録されている。

文書2は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の報告書（平成10年12月21日供覧分）」であり、当該違反建築物に係る近況の報告、訪問先の住民の町名、地番及び姓並びに実施機関の意見等が記録されている。

文書3は、「違反建築物に対する措置命令について（平成12年度建監第96号）」であり、実施機関が、法第9条に基づいて、当該違法建築物の建築主及び建築物占有者に対して措置命令を発するために作成した文書であり、伺用紙、本文、違反建築物に対する措置について（通知）の案、公告案、違反建築物に対する措置命令書案、書留・配達記録郵便物受領証（乙）、郵便物配達証明書、内容証明郵便物の控え、参考資料（設備平面図）等で構成されている。

文書4は、当該違反建築物の建築主から実施機関あてに提出された「是正計画書」であり、違反建築の是正に至っていない経過及び理由並びに是正の計画等が記録されている。

文書5は、実施機関が撮影した「現場写真（平成7年10月17日撮影分、平成7年

12月19日撮影分、平成12年10月12日撮影分及び平成13年2月6日撮影分)」であり、当該建築物の外観、内部の様子及び機器設備等が記録されている。

文書6は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の表及び図面（平成13年2月21日提出分、平成13年5月10日提出分、平成13年6月7日提出分、平成13年6月21日提出分、平成13年6月25日提出分、平成13年7月19日提出分、平成13年7月31日提出分、平成13年8月10日提出分及び平成13年9月10日提出分）」であり、「フローチャート」には、精米工程に従って、機器の図柄、名称、型式及び数量が、「精米設備平面図」には、建築物内における機器の設置状況が、また、「作業工程表」には、精米工程の作業内容や手順が記録されている。

文書7は、当該違反建築物の占有者から実施機関あてに提出された「建築物占有者提出の設備説明書（平成13年6月7日提出分、平成13年7月19日提出分及び平成13年7月31日提出分）」であり、建築物内に設置された設備の種類や内容の説明が記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、文書1に記録されている個人の表示及び個人の職歴、文書2に記録されている個人の住所及び氏名、文書3の書留・配達記録郵便物受領証（乙）に記録されている個人の氏名並びに文書5の自動車のナンバープレートの部分について、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、文書1に記録されている個人の職歴、文書2に記録されている個人の住所及び氏名、文書3の書留・配達記録郵便物受領証（乙）に記録されている個人の氏名並びに文書5の自動車のナンバープレートの部分については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、これらの情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しな

い。

エ 本件申立文書のうち、文書 1 に記録されている個人の表示については、当該表示の内容自体、又は同一文書上に記録された他の情報と照合しても、当該特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するともいえないので、本号本文に該当しない。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 3 号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、文書 3 の参考資料（設備平面図）及び文書 5 における建築物の内部や機器を写したもの、文書 6 及び文書 7 について、本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書 5 の建築物の内部や機器を写したものには、機器の設置状況等が記録されており、文書 3 の参考資料（設備平面図）及び文書 6 のうち精米設備平面図には、建築物内における機器の種類や設置状況が記録されており、文書 6 のうちフローチャートには、精米工程に従って、機器の図柄、名称、型式及び数量が記録されており、文書 6 のうち作業工程表には、精米工程の作業及び方法が記録されており、また、文書 7 には、建築物内に設置された設備の種類や内容の説明が記録されている。

これらの情報を開示すると、当該建築物の占有者である法人の生産技術、営業方針及び生産規模等、当該法人の事業活動における主要な情報が明らかとなり、当該建築物の占有者である法人の権利、競争上の地位等を害するおそれがある。

また、文書 3 の参考資料（設備平面図）、文書 6 のうち精米設備平面図及びフローチャート並びに文書 7 は、これらの情報を開示すると、当該精米設備や機器を設計・製造した法人の設計や製造に当たっての技術的ノウハウが明らかとなり、当該設計者である法人の権利、競争上の地位等を害するおそれがある。



したがって、これらの情報は、本号アに該当する。

エ なお、申立人は、文書 5 の建築物の内部を写したものと文書 3 のうち参考資料（設備平面図）について、工場火災等の事故や災害等による危害の拡大を防止するために有用な情報であり、本号ただし書に該当すると主張しているが、前記 5 (2) で述べたとおり、本件申立文書は、用途地域制限及び建ぺい率制限に違反している建築物の是正指導に係るものであって、火災等の災害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とはいえず、申立人の主張は認められない。

(5) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、文書 3 の参考資料（設備平面図）及び文書 6 のうち精米設備平面図について、本号に該当するとして非開示としているが、当該部分については、条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

ウ 次に、文書 4 に記録された法人の代表者印の印影についてであるが、当該印影については、印影の文字自体から当該法人の代表者印であることが認められ、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が非開示とした情報のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第 7 条第 2 項第 2 号、第 3 号ア及び第 4 号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、条例第7条第2項第2号に該当せず、開示すべきと判断した部分

該当文書及び頁	該当箇所及び情報
文書1の2頁目	経過内容欄の22行目、2～10文字目に記録された個人の表示

(備考)

1 行数について

罫線は行数に含めない。空白の行は行数に含める。

2 文字数について

1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。カッコについては、くくりはじめ及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年1月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・諮問の報告
平成14年2月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・審議
平成15年1月17日 (第5回第一部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年2月14日 (第6回第一部会)	・審議
平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・審議